

桑名市の取り組みを知ろう

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」について

平成28年2月25日
桑名地区薬剤師会

医療・介護総合確保推進法

正式名称は、

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための
関係法律の整備等に関する法律」

◎高齢化が進行する中で、社会保障制度を将来も維持していくために、医療・介護提供体制の構築や、医療・介護を対象とした新たな税制支援制度の確立、地域包括ケアシステムの構築などを行い、地域における医療と介護の総合的な確保を推進する。

ポイントは？

1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化

「病床の機能分化・連携」、「在宅医療の推進・介護サービスの拡充」、「医療従事者などの確保・育成」

といった医療・介護の事業計画を各都道府県が作成するとともに、これらの事業を実施するため、消費税増税分を財源とした基金を各都道府県に設置

2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保

医療機関が医療機能の現状と今後の方向性を都道府県に報告する病床機能報告制度の運用を2014年度から開始。

都道府県はこれらの報告などを活用し、地域の医療提供体制のめざすべき姿を示す地域医療構想を策定。

3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療、介護連携などの地域支援事業（介護保険財源で市町村が取り組む事業）の充実を図り、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築。

また、全国一律の予防給付を地域支援事業に移行し、多様化を図る。

一方で、特別養護老人ホームは在宅での生活が困難な中重度の要介護者に特化したり、一定以上の所得のある方の自己負担割合を現行の1割から2割へ引き上げるなど、費用負担の見直しを行う。

市区町村に求められること

◎地域によって異なる高齢者のニーズや医療、介護の実情を正確に把握し、どうすれば豊かな老後の生活を営めるかを検討するとともに、住民や医療・介護施設などと連携・協議し、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援することが求められている。

※介護保険制度の予防給付のうち、訪問介護・通所介護については、地域支援事業へ移行される。

※円滑に推進できるよう、介護保険法で「地域ケア会議」が制度的に位置付けられる。

桑名市の取り組み

桑名市では、平成27年度より、

1. 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」
2. 「在宅医療・介護連携推進事業」
3. 「生活支援体制整備事業」
4. 「認知症施策推進事業」

を実施。

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」

(要支援1~2、それ以外の者)

◎介護予防・生活支援サービス事業

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス (配食など)
- ・介護予防支援事業 (ケアマネジメント)

◎一般介護予防事業

平成27年4月1日より

新しい『介護予防・日常生活支援総合事業』

を開始しました。

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」(新しい総合事業)とは・・・

2025年には、団塊の世代が75歳を迎えるなど高齢化が進んでいく中、要支援者または要介護者になる恐れのある方の多様な介護予防・日常生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、新しい総合事業が始まりました。

これに伴い、要支援者の方の介護予防訪問介護・介護予防通所介護について、全国一律の予防給付サービスから新しい総合事業に移行します。また、これまでと同様のサービスに加え、多様な担い手による新たなサービスが提供されます。

『介護予防・日常生活支援総合事業』のサービスを利用できる人は

- ① 要支援1・2と認定された人
- ② 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された人

となります。

※40歳～64歳の人(第2号被保険者)は、基本チェックリストではなく、要介護認定の申請を行います。

『介護予防・日常生活支援総合事業』は、要支援者の多様なニーズに要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様な担い手による、多様なサービスを提供し、皆さんの重症化を予防することを目的としています。



『介護予防・日常生活支援総合事業』

サービスの利用までの流れ

①相談

お住まいの地区の地域包括支援センターまたは、地域介護課の窓口でお困りごとや希望するサービス等をご相談ください。

※希望するサービスによっては、介護保険の申請が必要な場合があります。

②基本チェックリストを実施

25項目の質問に回答していただきます。本人への質問を基本としますが家族の場合はできる範囲で回答していただきます。

※地域介護課窓口にて基本チェックリストを行った場合は、結果を地域包括支援センターに送付し、後日地域包括支援センターからご連絡させていただきます。

該当した場合

③ケアマネジャーと本人との面談

詳しく聞き取りを行い、状況の確認をします。

④被保険者証の発行

⑤介護予防ケアマネジメントの開始

アセスメントを行い、ケアマネジャーがケアプランを作成します。

⑥多職種協働による 地域生活応援会議の開催

⑦サービス担当者との話し合い

⑧サービス事業者との契約

⑨サービスの利用開始

基本チェックリストとは・・・
要介護認定を受けなくても、必要なサービスを利用できるように、本人の状況を確認するためのツールとして用います。このため、迅速なサービスの利用が可能になります。
また、総合事業以外の給付サービスが必要になったときは要介護認定等の申請をすることができます。

基本チェックリスト(一部抜粋)

- ① バスや電車で1人で外出していますか
- ② 日用品の買い物をしていますか
- ③ 預貯金の出し入れをしていますか
- ：
- ：

地域生活応援会議とは・・・

自立支援(本人が有する能力の維持・向上)を重視し、ケアマネジャーが作成するケアプランに対し、薬剤師・保健師・理学療法士・管理栄養士・歯科衛生士・社会福祉士・主任ケアマネジャーなど多方面専門家がアドバイスをを行います。



介護予防・生活支援サービス事業

サービス一覧

訪問型サービス

訪問介護相当事業

介護保険サービス提供事業所による介護予防訪問介護と同様のサービス
週1～2回
サービス単価 週1回程度1ヶ月 12,170円、週2回程度1ヶ月 24,330円
週2回を超える利用1ヶ月 38,595円(要支援2のみ)
利用者負担 **1割(平成27年8月から、一定の所得以上の方は2割)**
※このサービスは、平成29年度までの提供となります。



えぶろんサービス

シルバー人材センターの会員による日常生活支援(掃除・洗濯・調理・買物・ゴミ出し・外出支援・話し相手等)
週1回程度
サービス単価 1,000円/1時間
利用者負担 **300円(単価の3割)**

おいしく食べよう訪問

食生活改善推進員による生活援助(食事相談・献立相談・調理相談・体重測定等)
月1回1時間程度
※3回まで
サービス単価 1,200円/回
利用者負担 **360円(単価の3割)**

栄養いきいき訪問

管理栄養士が個人に応じた栄養改善プログラムを作成し、実施する
月1回1時間程度 ※1クール6回まで
サービス単価 初回 6,000円/回
2～6回目 4,000円/回
利用者負担 **600円**
または 400円(単価の1割)

※「えぶろんサービス」「おいしく食べよう訪問」「栄養いきいき訪問」「おいきいき訪問」は、消耗品や原材料、その他サービスに必要な実費が発生する場合があります。

お口いきいき訪問

歯科衛生士等が個人に応じた口腔機能の向上プログラムを作成し、実施する
月1回1時間程度 ※1クール3回まで
サービス単価 初回 6,000円/回
2～3回目 4,000円/回
利用者負担 **600円**
または 400円(単価の1割)

『通いの場』応援隊

ボランティアによる日常生活圏域の範囲での通いの場「健康・ケア教室」「シルバーサロン」への移動支援
利用者負担 **実費(ガソリン代など)**

平成27年度中にサービスを開始する予定です。



通所型サービス

通所介護相当事業

介護保険サービス提供事業所による介護予防通所介護と同様のサービス
週1～2回
サービス単価 (要支援1相当)週1回程度1ヶ月 16,914円
(要支援2相当)週2回程度1ヶ月 34,681円
利用者負担 **1割(平成27年8月から、一定の所得以上の方は2割)及び実費**
※このサービスは、平成29年度までの提供となります。

健康・ケア教室

医療・介護専門職等が、介護保険サービス提供事業所の地域交流スペース等において、運動・栄養・口腔・認知症予防等に関する予防教室の開催。(送迎なし)
利用者負担 **実費**

シルバーサロン

宅老所、まめじゃ会、ふれあいサロン等、地域住民が相互に交流する場の提供。
茶話・体操・レクリエーション・認知症予防。(送迎なし)
利用者負担 **実費**

くらしいきいき教室

医療・介護専門職等が、在宅時にも生活機能の向上を実現するため、送迎を伴う通所による機能回復訓練等と訪問による生活環境調整等を提供
週1回の通所と月1回の訪問 上限6ヶ月
サービス単価 (1ヶ月目から3ヶ月目) 22,000円
(4ヶ月目から6ヶ月目) 21,000円
利用者負担 **1割**

平成27年7月1日から開始しました!



えぶろんサービス

桑名市日常生活総合支援事業

シルバー会員が
お手伝いするよ!



サービスを受けるには・・・

利用対象は・・・

H27.4.1以降に要支援1・要支援2に認定された方、またはチェックリスト該当者の方です。

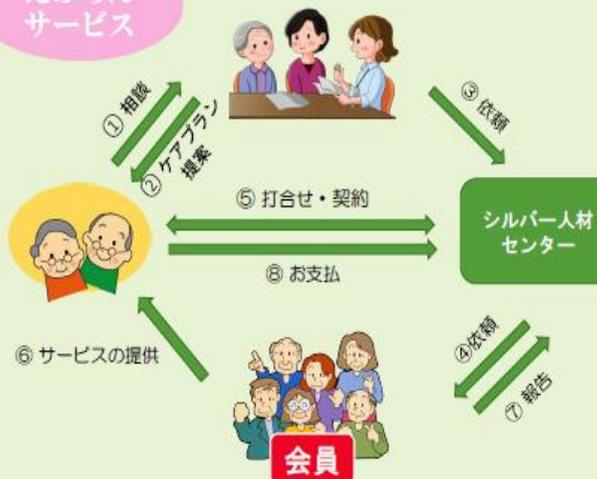
ご依頼は・・・

ケアマネジャーさんが、ケアプランの中にサービス内容を組み入れていただき当センターにご依頼ください。

《サービス内容》

- ①洗濯・・・洗濯をして、干します。
- ②買い物・・・ご依頼の物をお金を預かり会員が買い物してきます。
- ③掃除・・・簡単なお掃除をします。
- ④調理・・・冷蔵庫にある食材でお食事を作ります。
- ⑤話し相手・・・利用者さんと世間話など話し相手になります。
- ⑥外出支援・・・散歩程度の外出を、会員が見守りながら同行します。
- ⑦ゴミ出し・・・可燃ごみ・不燃ごみなど指定の場所まで持っていきます。

えぶろん サービス



《お支払方法》

月末締め、翌月20日引き落とし
(手数料はご利用様負担となります。)

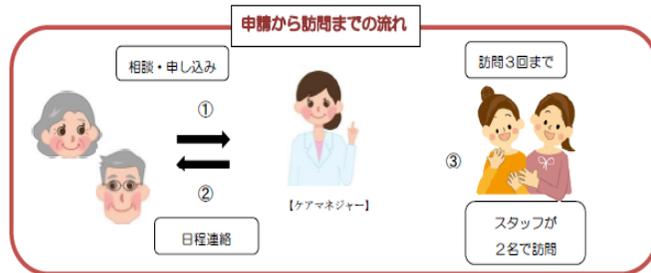
《利用料金》

サービス1回1時間以内
300円

平成27年
4月スタート

『おいしく食べよう訪問』のご案内

食生活改善推進員が2人1組でご自宅を訪問します。
栄養バランスのよい食事をするため、献立・調理相談が受けられます。



対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1、2と認定された方 ・基本チェックリスト該当者の方のうち、食事について不安のある方 	
訪問内容	食事・献立・調理の相談、体重測定、味噌汁の塩分測定	
費用	利用者負担 1回 360円	
実施回数	月に1回 1時間程度（3回まで）	
注意点	① 毎回、訪問時に利用者負担金を徴収します。おつりのないようにご準備下さい。 ② <u>実際に調理はしません。</u>	
お問合せ先	○○包括支援センター（TEL：0594- - ）担当□□ ○○○○○事業所（TEL：0594- - ）担当□□	

平成27年4月
スタート

『栄養いきいき訪問』のご案内



管理栄養士がご自宅を訪問し、食事内容等を確認します。
お一人お一人に合った栄養指導が受けられます。



対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1、2と認定された方 ・基本チェックリスト該当者の方のうち、栄養や健康に関して不安のある方 	
訪問内容	栄養指導（例：高血圧で減塩が必要な方など）	
費用	初回 利用者負担 1回 600円 2～6回目 利用者負担 1回 400円	
実施回数	月に1回 1時間程度（6回まで）	
注意点	① 毎回、訪問時に利用者負担金を徴収します。おつりのないようにご準備下さい。 ② <u>実際に調理はしません。</u>	
お問合せ先	○○包括支援センター（TEL：0594- - ）担当□□ ○○○○○事業所（TEL：0594- - ）担当□□	

おいいきいき訪問のご案内

おいいきいき訪問とは？

歯科衛生士が、お口の機能を向上させるためにお宅へお伺いし、お手伝いする事業です。

こんな症状はありませんか？



- 固い物が食べにくい。
- お茶や汁物でむせる。
- 口が渴きやすい。

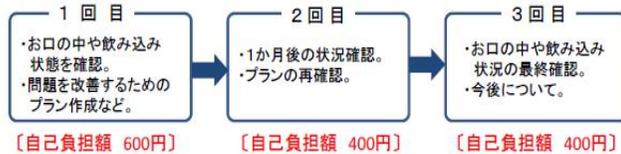
これらの症状が続くと美味しく食事ができず、栄養を十分に取れなくなります。専門職による指導で改善しましょう！

訪問での内容

- ◆ 口腔清掃についてのアドバイス
- ◆ 飲み込みの力を向上させる口腔体操
- ◆ 唾液の分泌を促すマッサージ
- ◆ 呼吸や発声についてのアドバイス 等

訪問スケジュール

※ 3か月の間に月に1回、計3回訪問させていただきます。



※ 自己負担の料金は、それぞれの訪問時に徴収いたします。

「おいいきいき訪問」により得られる効果

- ◇ お口の中がすっきりする。
 - ◇ 噛みしめられるようになる。
 - ◇ 口臭が減る。
 - ◇ 薄味が分かるようになる。
 - ◇ 会話がしやすくなる。
 - ◇ 食事が美味しくなる 等
- 毎日のケアや口腔体操を根気よく続けていただくと、お口の状況が良い方向に向かいます。様々なアドバイスをさせていただく中で、状況によっては医療機関をおすすめする場合があります。

【お問い合わせ先】

〇〇部包括支援センター
居宅介護支援事業所 [

TEL ●●-●●●●
TEL ●●-●●●●

担当 ■■■■
担当 ■■■■



もう一度元気になりたいな！
友達にまた会いたいな！
畑仕事をもう一回やりたいな！

平成 27 年度

『 楽しいいきいき教室 』 ～サービス提供開始します～

元気になって、いきいきした生活を始めましょう



楽しいいきいき教室とは

運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者に対し、地域の医療・介護専門職が専門性を発揮することにより、介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」、高齢になっても生き生きとした生活が持続して送れるよう、生活機能の向上を実現する専門的なサービスを短期集中で提供することを目的としております。通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせることで一体的に提供するサービスです。

対象者

⇒ 要支援1、要支援2、基本チェックリスト該当者

サービス内容

リハビリテーション専門職がアセスメント及びモニタリングに関与しながら、医療・介護専門職等

- ①週1回以上の送迎を伴う通所による機能回復訓練等
- ・「運動器機能向上サービス」
- ・「栄養改善サービス」及び「口腔機能向上サービス」
- ②月1回以上の訪問による生活環境調整等を組み合わせて一体的に提供を行うものです。

自己負担額
1か月～3か月
2,200円/月
4か月～6か月
2,100円/月

～サービスの提供期間は6ヶ月を限度～

- サービス提供期間終了後、6ヶ月間においてサービスの利用が無かったときは、2,000円の「元気アップ交付金」を交付します。

地域包括支援センターとの連携を図ろう

◎介護予防のために、様々な取り組みが行われている

※桑名市モデル事業として、薬剤師会も高齢者に対する服薬支援事業を計画している

◎薬剤師も情報発信を行い、他職種と情報を共有しよう

例) 服用薬剤が起こす、口渇の副作用による食欲低下の可能性を情報共有

例) 眠剤追加による、転倒リスクの上昇について、情報共有を行い転倒防止に努める

◎地域包括支援センターと連携を図り、予防事業に参加しよう。